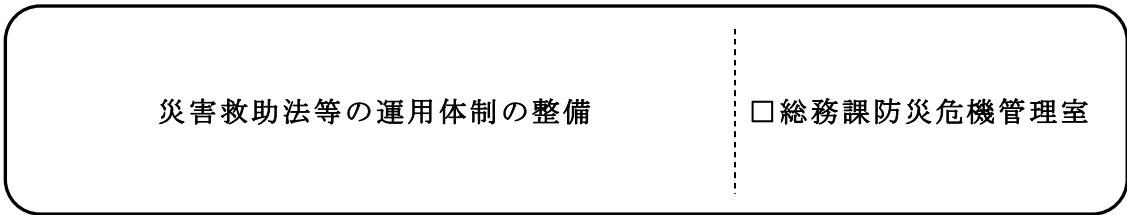


### 第3節 災害救助法等の運用体制の整備



#### 【基本方針】

大規模な地震・津波災害が発生した場合は、通常、災害救助法が適用されるが、市の担当者がその運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともにマニュアルを整備しておくものとする。

#### 【計画目標】

##### 1. 災害救助法の運用習熟計画

###### (1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

###### (2) 災害救助法実務研修会等

市の担当者は、県の行う災害救助法実務研修会や自己研さん等により、その内容に充分習熟しておくものとする。

###### (3) 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」（災害救助実務研究会編）、市細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

##### 2. 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にして、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。